

高齢者・障害者が安心して暮らせる環境整備

令和 7 年 2 月 17 日 厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- **高齢期の女性の貧困**
- **障害のある女性の妊娠・子育てに
対する支援**

第2部 政策編 II 安全・安心な暮らしの実現

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

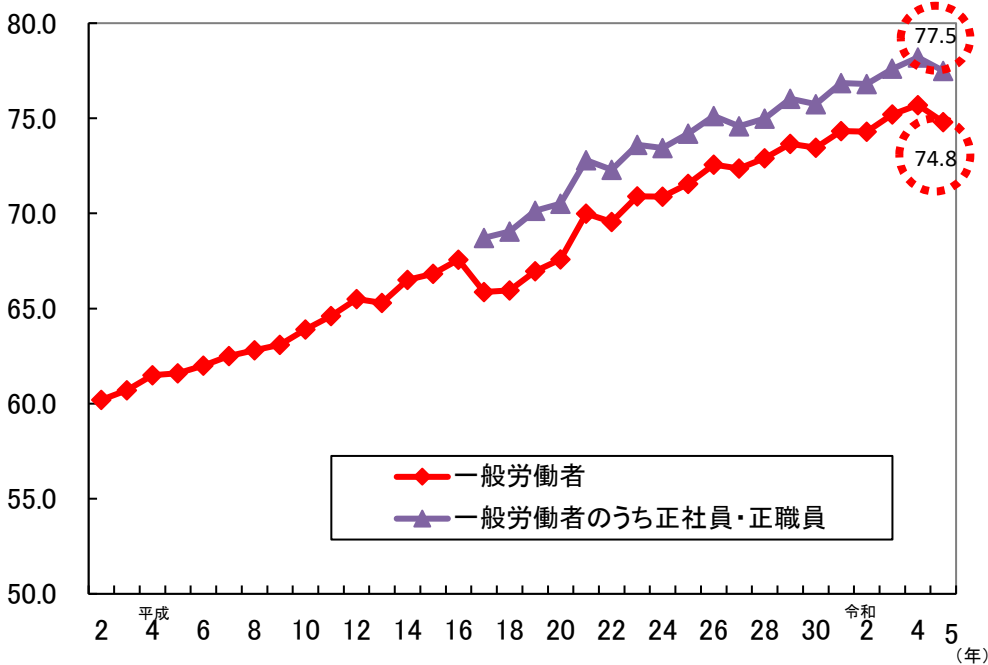
- 高齢化が進展する中で、特に高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応する。また、高齢期に達する以前の女性が老後の備えを十分にできるよう、男女共同参画の視点に立ってあらゆる面での取組を進める。
- 社会的孤立の防止に資するため、高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティ作りの推進や社会基盤の構築を図る。
- 性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しこのような人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を進める。

男女の賃金の差異

- 男女の賃金の差異は長期的には縮小傾向にある。
- 男女の賃金の差異の要因で最も大きいのは、役職の違い（管理職等比率）であり、次いで勤続年数の違いとなっている。

男女間賃金差異(※)の推移

(※) 男性労働者の所定内給与額を100.0としたときの、女性労働者の所定内給与額の値



- 1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
- 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成16年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。
- 3 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
- 4 平成30年調査から、常用労働者の定義が変更されている。（変更前：1か月を超える期間を定めて雇われている者、変更後：1か月以上の期間を定めて雇われている者）
- 5 平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。
- 6 令和2年から、推計方法が変更されている。
- 7 平成18年～令和元年分については、データの一部に遡及推計値を用いている。

男女間賃金差異の要因(単純分析)(令和5年)

調整した事項	男女賃金格差		男女間格差の縮小の程度 ②－①
	男女間格差 (調整前(原 数値)) ①	男女間格差 (調整後) ②	
役職	74.8	84.5	9.7
勤続年数		78.5	3.7
学歴		77.2	2.4
労働時間		77.1	2.3
年齢		75.5	0.7
企業規模		74.8	0.0
産業		73.2	-1.6

- (注) 1 「調整前(原数値)」は男性100に対する、実際の女性の賃金水準
2 「調整後」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を用いて厚生労働省雇用環境・均等局作成

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の概要

1. 目的

10年間の時限立法（～R8（2026）.3.31）

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

2. 概要

（一般事業主（民間企業等）に関する部分は**厚生労働省**が、特定事業主（国・地方公共団体）に関する部分は**内閣府**（内閣官房、総務省と共管）が所管）

○ 一般事業主（民間企業等）、特定事業主（国・地方公共団体）は、

(1) 職場の女性の活躍に関する状況の把握・課題の分析を実施、

(2) 状況把握、課題分析を踏まえた事業主行動計画を策定・公表、

〔事業主行動計画の必須記載事項〕

・目標（数値を用いて設定） ・取組内容 ・取組の実施時期 ・計画期間

(3) 女性の職業選択に資するよう、女性の活躍に関する情報を公表

・**常用労働者301人以上の一般事業主及び全ての特定事業主は、**

①職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち

「男女の賃金の差異」（職員の給与の男女の差異）の項目 ※

②職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち①以外の項目から1項目以上

③職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績から**1項目以上を公表**

・**常用労働者101人以上300人以下の一般事業主は、**

「職業生活に関する機会の提供に関する実績」及び

「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」の

全ての項目から1項目以上を公表

(1)～(3)の対象は、

①**常用労働者101人以上の一般事業主** 及び
（常用労働者100人以下の一般事業主は努力義務）

②**全ての特定事業主**

職業生活に
関する機会の
提供の実績

職業生活と家庭
生活との両立に
資する雇用環境
の整備の実績

情報公表項目

・採用者に占める女性の割合
・管理職等に占める女性の割合
・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績
・男女別の再雇用又は中途採用の実績
・男女の賃金の差異 等

・男女の平均継続勤務年数の差異
・残業時間の状況
・男女別の育児休業取得率
・有給休暇取得率 等

○ 国等は、優良な一般事業主に対する認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）、

公共調達における受注機会の増大等の施策を実施。

地方公共団体は、国の施策に準じて受注機会の増大等の施策を実施（努力義務）

○ 地方公共団体は、推進計画（区域内の女性活躍の推進に係る計画）を策定、公表（努力義務）



※ 特定事業主については令和5年4月1日施行

令和7年度当初予算案 2.4 億円 (1.9 億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

事業主、特に中小企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、男女の賃金の差異の要因分析、定められた目標の達成に向けた手順等について、個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティング等を実施し、我が国における女性活躍の一層の推進を図る。また、女性の活躍推進の観点で特に課題とされている女性の正規雇用におけるＬ字カーブの解消のための施策として、アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発、および学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発事業に取り組む。加えて、女性活躍推進法の周知・広報に取り組む。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

個別訪問・オンラインによる企業等への支援

- 女性活躍推進アドバイザーによる、
個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティングの実施
○女性活躍推進センターの運営

L字カーブ解消のための啓発

- 女性活躍推進に係る周知・広報
- アンコンシャス・バイアス解消に向けた啓発
- 学生等を対象としたキャリア形成支援等に関する周知・啓発
 - ・学校への出前講座
 - ・令和6年度事業において制作したガイドブックの継続配布
 - ・SNS、雑誌等の媒体を活用したキャリア形成支援に関する広報

女性活躍推進法の内容に係る周知・広報

- 事業主や人事労務担当者等を対象とした女性活躍推進法の内容に関する説明会の開催
○女性活躍推進法に係る説明、問い合わせ・相談対応等を行う指導員の設置（0→10人） ※拡充内容

实施主体

国、都道府県労働局、委託事業（民間企業等）

事業実績

コンサルティング件数：1,255社
(令和5年度)



非正規雇用労働者の現状と主な対策について

現状

- 非正規雇用労働者は、**2010年以降増加が続き、2020年、2021年は減少したが、2022年以降増加（約2,124万人）。**（男性683万人、女性1441万人で**女性の割合が67.8%**。2023年平均）
- 正社員として働ける機会がないため非正規雇用で働いている者（**不本意非正規雇用労働者**）の割合は、統計をとり始めた2013年（19.2%）以降年々低下しており、**2023年は9.6%**となっている。
- 非正規雇用には、賃金が低い、能力開発機会が乏しい、福利厚生等が不十分等の課題。

対応策

1. 同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けた取組

- 同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の施行について、パートタイム・有期雇用労働法等に基づき、労働局雇用環境・均等部（室）において報告徴収等を通じた施行状況の確認を積極的に行うとともに、法違反が認められた場合には、助言・指導等を行っているほか、働き方改革推進支援センターによるコンサルティング等も実施している。また、令和4年12月1日以降、労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底する取組を行っている。

2. キャリアアップ助成金による支援

- 非正規雇用労働者のキャリアアップを促進するため、正社員転換や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金規定等の共通化、賞与・退職金の制度新設など処遇改善をした場合等に、事業主に対する助成を行う。
※上記のほか、新たに社会保険に加入させるとともに収入を増加させる取組をした場合に助成を実施（令和7年度末までの措置）。

3. 働き方改革推進支援センターによるきめ細かな相談支援

- 働き方改革に関する総合的支援を目的に、民間団体等に委託して、47都道府県に設置。
- 社会保険労務士などの労務管理等の専門家によるワンストップ型の相談支援やセミナー等を実施するほか、中小企業・小規模事業者に対する訪問・オンラインによるコンサルティングを実施する。

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

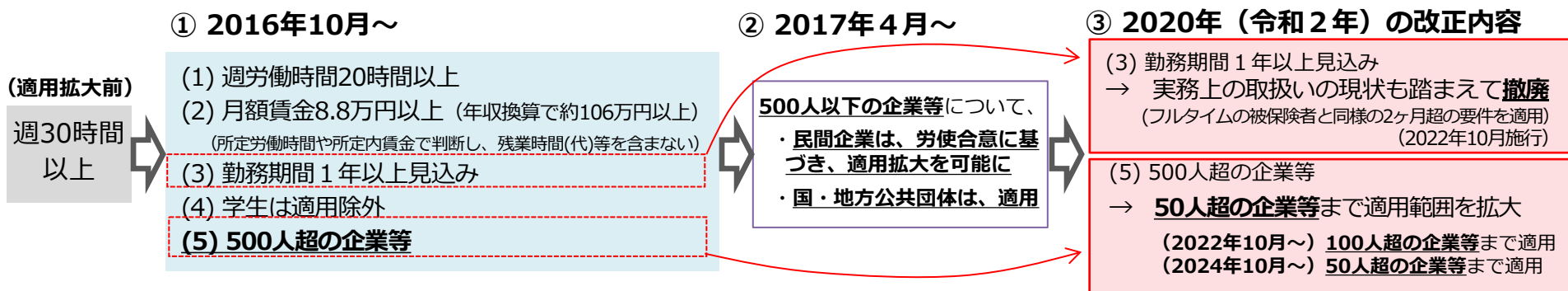
第20回社会保障審議会年金部会
2024年11月15日

資料1
一部改変

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

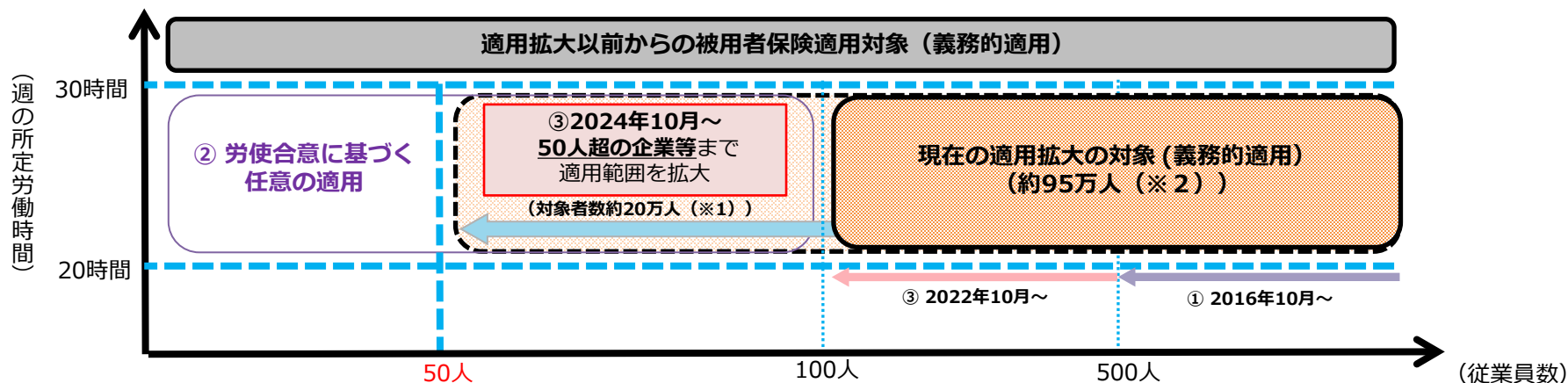
- ①（2016年10月～）**従業員500人超の企業等で、月額賃金8.8万円以上等の要件を満たす**短時間労働者に適用拡大。
- ②（2017年4月～）**従業員500人以下の企業等で、労使の合意に基づき、企業単位で**短時間労働者への適用拡大を可能とする。
（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。）
- ③ 令和2年の改正では、**従業員50人超の企業等まで適用範囲を拡大**。（100人超（2022年10月）→50人超（2024年10月））

※ 従業員数は、適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定



その他(1)(2)(4)の要件は現状維持

＜被用者保険の適用拡大のイメージ＞



※1 令和2年度法改正時点の推計によるもの

※2 2024年6月末時点（厚生年金保険・国民年金事業状況（事業月報））

短時間労働者及び非適用業種に対する被用者保険の適用要件の考え方

第24回社会保障審議会年金部会
2024年12月24日

参考資料 1

①週の所定労働時間（※1）が20時間以上あること

- 短時間労働者が被用者保険の適用対象にふさわしい「被用者」としての実態を備えているかどうか等を判断する基準として、一定の労働時間を基準とするものであり、雇用保険法の適用基準の例も参考にしながら設定された。

（※1）就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべき時間

②賃金（※2）が月額8.8万円（年収106万円相当）以上であること

- 国民年金第1号被保険者の負担や給付の水準とのバランスを図る観点から、一定額以上の賃金を得ていることを基準とした。

（注）月額8.8万円より少ない人から厚生年金を適用した場合、定額の国民年金保険料よりも低い負担で、基礎年金に加えて報酬比例部分の年金が受けられることが不公平である。

（※2）雇用契約書等に定められている基本給及び諸手当で、以下のものは除外

- ・ 臨時に支払われる賃金および1月を超える期間ごとに支払われる賃金（例：賞与等）
- ・ 時間外労働、休日労働および深夜労働に対して支払われる賃金（例：割増賃金等）
- ・ 最低賃金法で算入しないことを定める賃金（例：通勤手当等）

③学生を適用対象外とすること

- 学生はパート労働市場における重要な労働供給源であるが、短期間で資格変更が生じるため手続きが煩雑となるとの考えから、適用対象外としている。

④一定規模以上の企業を適用対象とすること

【2024年（令和6年）10月～ 50人超の企業等まで適用】

- 中小の事業所への負担を考慮して、激変緩和の観点から段階的な拡大を進めていくために設定されたもの。そのため、本要件については、法律本則に規定された他の要件と異なり、改正法の附則に当分の間の経過措置として規定。

（注1）企業規模のカウントは、厚生年金保険の通常の被保険者数（1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が、通常の就労者の4分の3以上であれば適用）ベースで行われる。

（注2）法人事業所の場合、企業規模の判断は、事業所単位ではなく、法人単位で行われる。このため、資本関係があり、一体的に経営される企業グループであっても、各法人単位で企業規模要件を満たさない場合は、適用対象とはならない。

常時5人以上の従業員を使用する法定17業種の個人事業所は適用事業所

- 適用業種が限定された経緯としては、制度実施が比較的容易と考えられた工業的事業のうち、工場法及び鉱業法の適用を受ける事業所を適用事業所、これらの法の適用を受けない工業業種を任意適用として始まり、産業発展の状況や適用事務の実現可能性を踏まえつつ、徐々に拡大され、昭和28年に16業種が適用の対象となった。
- 令和2年改正において、新たに適用の対象となる業種「土業」が追加された。

（現行の非適用業種：農業・林業・漁業・宿泊業・飲食サービス業・洗濯・理美容・浴場業・娯楽業・デザイン業・警備業・ビルメンテナンス業、政治・経済・文化団体、宗教等）

社会保障審議会年金部会における議論の整理（令和6年12月25日）（抄）

Ⅱ 次期年金制度改革等

1 被用者保険の適用拡大

（短時間労働者への適用拡大）

- 短時間労働者への適用拡大は、2016（平成 28）年 10 月から行われているが、（中略）令和 2 年年金改正法では、最終的に 50 人超規模の企業を対象とすることとされた。
- こうした経緯も踏まえて、**「当分の間」の経過措置として設けられた企業規模要件については、労働者の勤め先や働き方、企業の雇い方に中立的な制度を構築する観点から、撤廃する方向で概ね意見が一致した。**
- また、**月額賃金 8.8 万円以上とする賃金要件については、就業調整の基準（いわゆる「106 万円の壁」）として意識されていることや最低賃金の引上げに伴い週所定労働時間 20 時間以上とする労働時間要件を満たせば賃金要件を満たす地域や事業所が増加していることを踏まえ、撤廃する方向で概ね意見が一致した。**
ただし、最低賃金の動向次第では週 20 時間の所定労働時間であっても賃金要件を満たさない場合があり得ることから、**賃金要件の撤廃によって保険料負担が相対的に過大とならないよう、最低賃金の動向を踏まえつつ、撤廃の時期に配慮すべきである。**（略）
- **週所定労働時間 20 時間以上とする労働時間要件については、働き方に中立的な制度とする観点から雇用保険の適用拡大に伴い引き下げるべきとの意見や労働時間で就業調整する者の存在を懸念し要件の撤廃も含めた議論の継続を求める意見があった。**一方で、保険料や事務負担の増加という課題は対象者が広がることでより大きな影響を与え、また、雇用保険とは異なり、国民健康保険・国民年金というセーフティネットが存在する国民皆保険・皆年金の下では、事業主と被用者との関係性を基盤として働く人々が相互に支え合う仕組みである被用者保険の「被用者」の範囲をどのように線引きするべきか議論を深めることが肝要であるという考え方もあることに留意しつつ、雇用保険の適用拡大の施行状況等も慎重に見極めながら検討を行う必要がある等の意見があった。**こうしたことから、今回は見直さないこととする。**

（事業所への配慮等）

．．．（略）．．．

- こうした経営に与える影響を踏まえた経過措置や支援策による配慮、労務費等の事業主負担の価格への転嫁を求める意見も踏まえ、**円滑な適用を進められる環境整備のため、準備期間の十分な確保、事業主や労働者への積極的な周知・広報、事務手続きや経営に関する支援に総合的に取り組むことが必要である。**

短時間労働者に係る被用者保険の適用要件の見直し案のイメージ

第23回社会保障審議会年金部会
2024年12月10日

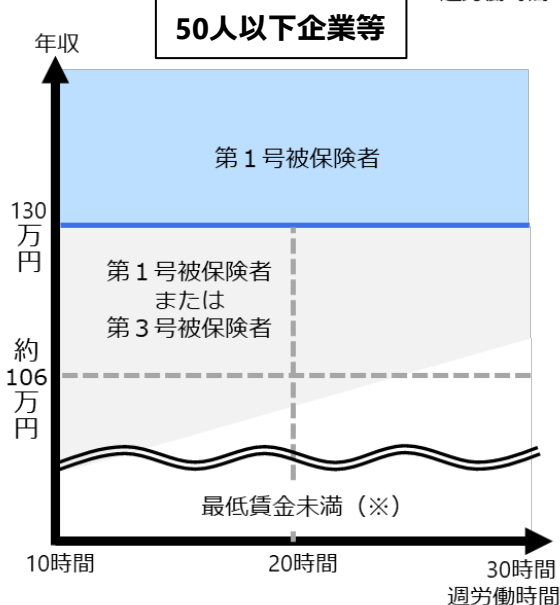
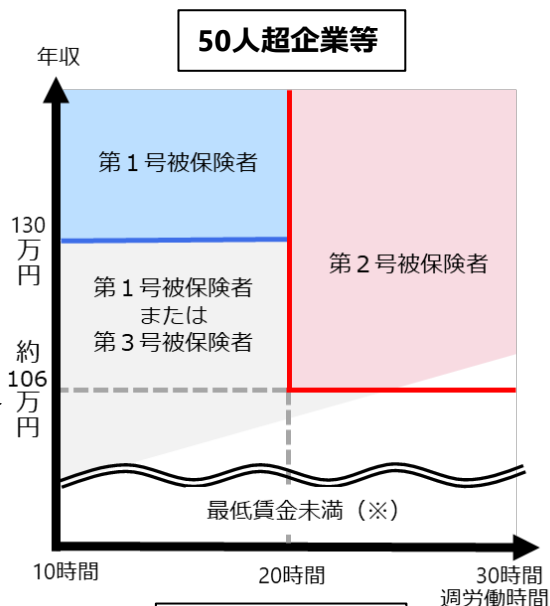
資料 1

<見直し前>

いわゆる「年収の壁」であり、就業調整の基準として意識される



企業規模の違いにより被用者保険の適用範囲が異なることによって、勤め先の選択に影響



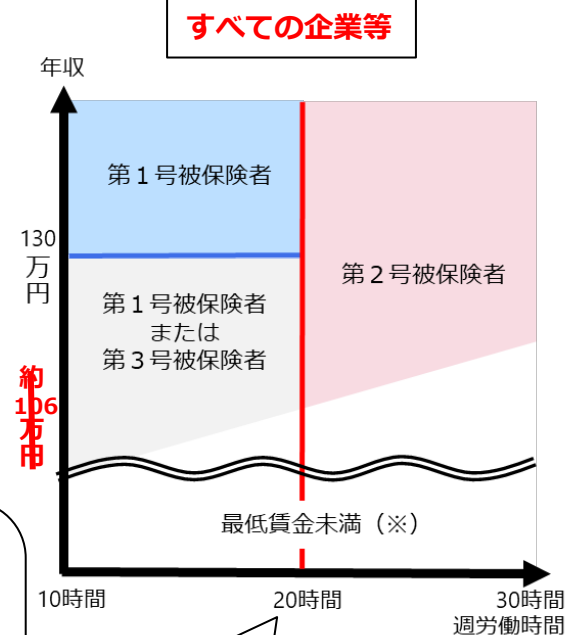
<見直し後>

企業規模にかかわらず、被用者保険の適用範囲が同じになるため、勤め先の選択に影響を与えない



就業調整の基準となる金額がなくなることで

- ・ 年収を意識する必要がなくなる
- ・ 賃上げに伴う就業調整が生じなくなる



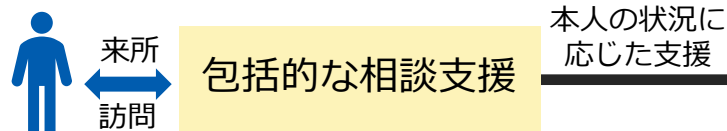
年収にかかわらず、週20時間以上の労働で被用者保険が適用

注：学生は引き続き除外

(※) 最低賃金未満においては、最低賃金との関係で基本的に被保険者はいないものと考えられる。

生活困窮者自立支援制度の体系

**R7年度予算案：760億円の内数
+ R6年度補正予算：80億円の内数**



★ 自立相談支援事業

- 全国907自治体で1,381機関
- 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

□ 支援会議

- 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

再就職のために
住まいの確保が必要

緊急に衣食住の
確保が必要

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

子どもに対する
支援が必要

★ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

□ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

◆ 就労準備支援事業

- 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

◆ 家計改善支援事業

- 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

□ 子どもの学習・生活支援事業

- 子どもに対する学習支援
- 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

※★：必須、◆：努力義務、□：任意

- 年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。【令和6年度基準額 年63,720円（5,310円）】

高齢者への給付金(老齢年金生活者支援給付金)

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額※¹とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約79万円）※²以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※¹ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

※² 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。令和6年10月からは、昭和31年4月2日以後生まれの方は789,300円、昭和31年4月1日以前生まれの方は787,700円。

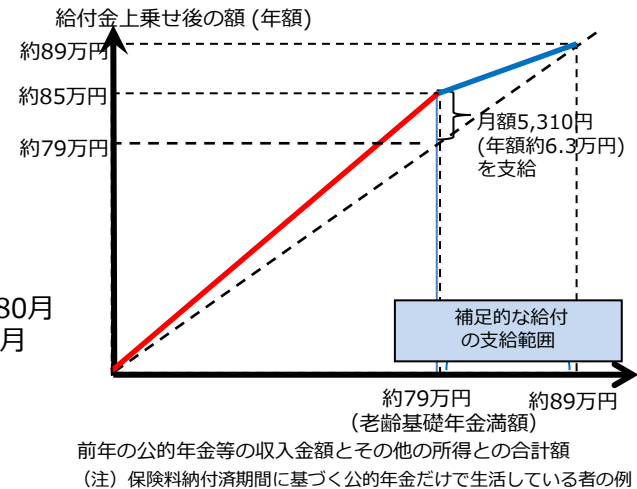
【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

- (1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝5,310円※³×保険料納付済期間（月数）/480月
- (2) 保険料免除期間に基づく額（月額）＝11,333円※⁴×保険料免除期間（月数）/480月

※³ 毎年度、物価変動に応じて改定。

※⁴ 昭和31年4月2日以後生まれの方の例。

老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。
ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（5,666円）。



高齢者への給付金(補足的な老齢年金生活者支援給付金)

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約89万円※⁵までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。

※⁵ 令和6年10月からは、昭和31年4月2日以後生まれの方は889,300円、昭和31年4月1日以前生まれの方は887,700円。

- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逦減する。

障害者や遺族への給付金(障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金)

【支給要件】

- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
- ② 前年の所得※⁶が、472万1,000円以下※⁷であること

※⁶ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※⁷ 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額。

- 【給付額】 障害等級2級の者及び遺族である者 … 5,310円※⁸（月額）
障害等級1級の者 … 6,638円※⁸（月額）

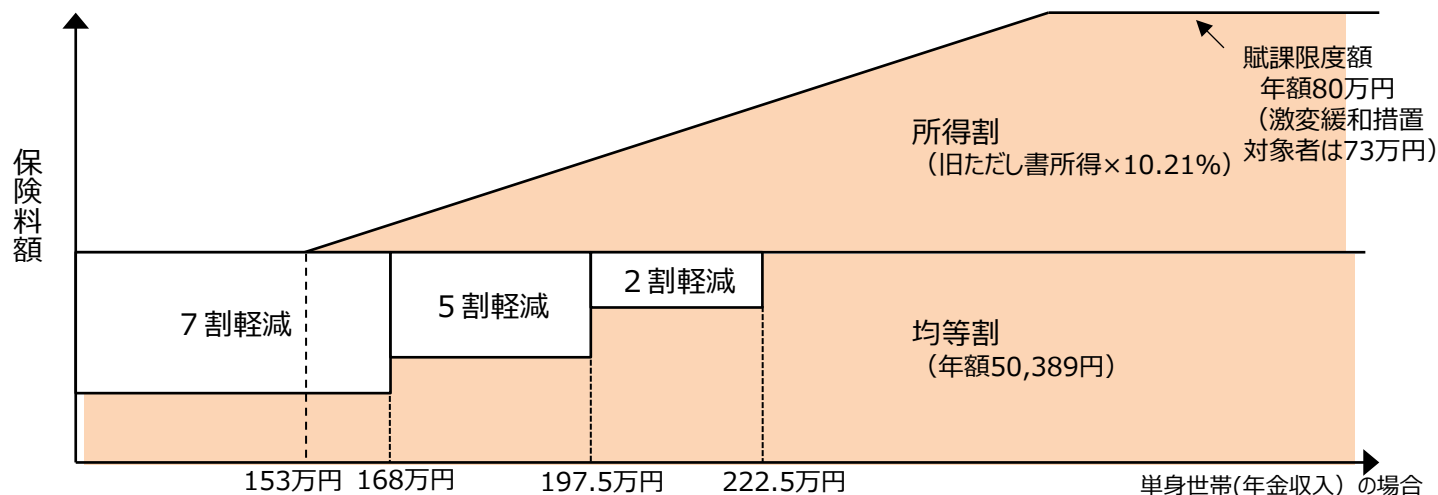
※⁸ 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

- ・施行日…令和元年10月1日
- ・手続…本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用…全額国庫負担（令和6年度予算額4,122億円）
- ・件数（令和5年3月）…老齢給付金460.7万件、補足的な老齢給付金102.9万件、障害給付金209.0万件、遺族給付金7.9万件
- ・その他…各給付金は非課税。

後期高齢者医療の保険料について

- 被保険者の保険料は、条例により後期高齢者医療広域連合が決定し、毎年度、個人単位で賦課（2年ごとに保険料率を改定）。
- 保険料額は、①被保険者全員が負担する均等割と、②所得に応じて負担する所得割で構成される。
- ①均等割の総額と②所得割の総額の比率は、48 : 52。
- 世帯の所得が一定以下の場合には、①均等割の7割 / 5割 / 2割を軽減。



令和6・7年度 全国平均保険料率	
均等割	所得割
年額50,389円	10.21%

令和6年度 1人当たり 平均保険料額
年額84,988円 (月額7,082円)
令和7年度 1人当たり 平均保険料額
年額86,306円 (月額7,192円)

均等割の 軽減割合	対象者の所得要件 (令和6年度)	年金収入額の例	
		夫婦2人世帯(※1)	単身世帯
7割軽減	43万円以下	168万円以下	168万円以下
5割軽減	43万円(※2) + 29.5万円×(被保険者数)以下	227万円以下	197.5万円以下
2割軽減	43万円(※2) + 54.5万円×(被保険者数)以下	277万円以下	222.5万円以下

(※1) 夫婦二人世帯で妻の年金収入80万円以下の場合における、夫の年金収入額。

(※2) 被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額

(令和4年10月～)

70歳未満		負担割合	月単位の上限度額 (円)	
	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上／国保：旧ただし書き所得901万円超	3割 (※1)	$252,600 + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$ <多数回該当：140,100>	
	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円／国保：旧ただし書き所得600万～901万円		$167,400 + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$ <多数回該当：93,000>	
	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円／国保：旧ただし書き所得210万～600万円		$80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$ <多数回該当：44,400>	
	～年収約370万円 健保：標報26万円以下／国保：旧ただし書き所得210万円以下		57,600 <多数回該当：44,400>	
	住民税非課税		35,400 <多数回該当：24,600>	
70歳以上			外来 (個人ごと)	上限度額 (世帯ごと)
	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上／国保・後期：課税所得690万円以上	3割	$252,600 + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$ <多数回該当：140,100>	
	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円／国保・後期：課税所得380万円以上		$167,400 + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$ <多数回該当：93,000>	
	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円／国保・後期：課税所得145万円以上		$80,100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$ <多数回該当：44,400>	
	～年収約370万円 健保：標報26万円以下(※2)／国保・後期：課税所得145万円未満(※2)(※3)	70-74歳 2割	$18,000$ (※5) { 年14.4万円 (※6) }	57,600 <多数回該当：44,400>
	住民税非課税	75歳以上 1割 (※4)	8,000	24,600
	住民税非課税 (所得が一定以下)			15,000

※1 義務教育就学前の者については2割。

※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む。

※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4 課税所得が28万円以上かつ年収収入+その他の合計所得金額が200万円以上(複数世帯の場合は320万円以上)の者については2割。

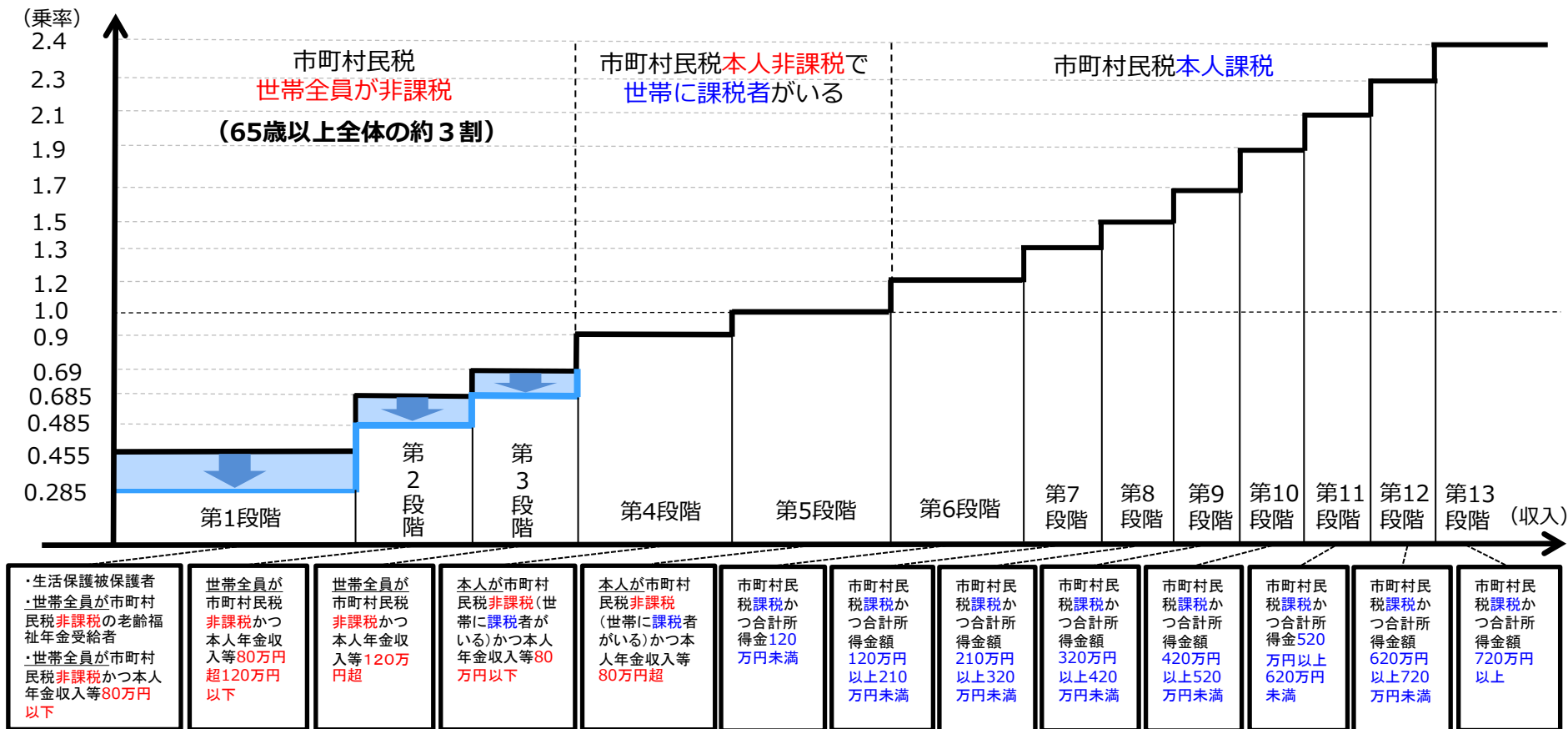
※5 75歳以上の2割負担対象者について、施行後3年間、1月分の負担増加額は3000円以内となる。

※6 1年間のうち一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の合計額について、14.4万円の上限を設ける。

介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置

- 介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を実施。
- 市町村民税非課税世帯全体を対象として実施。（公費負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

※具体的な軽減幅は各割合の範囲内で市町村が条例で規定



高額介護（介護予防）サービス費の概要について

月々の介護サービス費の自己負担額が世帯合計（個人）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給し、自己負担を軽減する制度。

所得段階	所得区分	上限額
第1段階	①生活保護の被保護者 ②15,000円への減額により生活保護の被保護者とならない場合 ③市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	①個人15,000円 ②世帯15,000円 ③世帯24,600円 個人15,000円
第2段階	○市町村民税世帯非課税で〔公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額〕が80万円以下である場合	世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	○市町村民税世帯非課税 ○24,600円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯24,600円
第4段階	①市町村民税課税世帯～課税所得約380万円（年収約770万円）未満 ②課税所得約380万円（年収約770万円）以上～同約690万円（同約1,160万円）未満 ③課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上	①世帯44,400円 ②世帯93,000円 ③世帯140,100円

●個人の高額介護（介護予防）サービス費の支給

$$(\text{利用者負担世帯合算額} - \text{世帯の上限額}) \times \frac{\text{個人の利用者負担合算額}}{\text{利用者負担世帯合算額}}$$

⇒ 高額介護サービス費の支給：保険給付の1割（または2割・3割）負担分の合計額が上限額を超えた場合、申請により超過分が払い戻される。

※令和4年度の実績 件数（各月）：21,885千件、給付費：263,771百万円

介護保険の補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- **標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額**を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者	利用者負担段階		主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
					預貯金額（夫婦の場合）（※）
	第1段階		・生活保護受給者		要件なし
			・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	・世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下		650万円（1,650万円）以下
	第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下		550万円（1,550万円）以下
	第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超		500万円（1,500万円）以下
		第4段階		・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額） ¹⁾ はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室的多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

※ 令和4年度末の認定者数 食費:878千人・居住費:879千人 令和4年度の給付費 食費:130,745百万円・居住費:111,603百万円
(注) 境界層認定の関係で、食費に係る認定数と居住費に係る認定数に若干の相違がある。

- **高齢期の女性の貧困**
- **障害のある女性の妊娠・子育てに
対する支援**

第2部 政策編 II 安全・安心な暮らしの実現

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢化が進展する中で、特に高齢期の女性の貧困について、低年金・無年金者問題に対応する。また、高齢期に達する以前の女性が老後の備えを十分にできるよう、男女共同参画の視点に立ってあらゆる面での取組を進める。
- 社会的孤立の防止に資するため、高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティ作りの推進や社会基盤の構築を図る。
- 性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しこのような人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育・啓発等を進める。

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画について

経緯

令和6年7月3日の旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁判決を受け、7月26日に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」（総理が本部長、全閣僚で構成）を設置し、以下の総理指示を受けて検討を開始

- (1) 障害者の希望する生活の実現に向けた、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制の構築と取組推進
- (2) 各府省庁が障害者差別解消法の「対応要領」に基づきどのような研修・啓発を行っているかを点検するなど、取組を強化
- (3) 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」における「心のバリアフリー」の取組等のフォローアップと強化
- (4) 幹事会において、有識者の協力を得て、障害当事者の方から御意見を伺った上で、成果を取りまとめる体制を構築

上記の基本方針に沿って、障害者に対する偏見や差別のない共生社会を実現すべく、必要な対応策を検討し、新たな行動計画を取りまとめ

会議の概要

対策推進本部

<構成員>

本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策
若者活躍 男女共同参画 共生・共助）
本部員 他の全ての国務大臣

対策推進本部幹事会

<構成員>

議長 内閣官房副長官補（内政担当）
副議長 内閣府政策統括官（共生・共助担当）
構成員 他の各省庁局長級職員等

<有識者構成員（五十音順、敬称略）>

石川 准 静岡県立大学名誉教授（視覚障害当事者）
坂元 茂樹 公益財団法人世界人権問題研究センター理事長
田門 浩 弁護士（聴覚障害当事者）

<開催実績>

第1回推進本部 7月29日 総理指示
第1回幹事会 7月29日 幹事会の進め方等について議論
▼第2回幹事会 8月30日 有識者構成員（左記）による講演
第2回推進本部 9月20日 基本合意書締結の報告、進捗状況の確認
第3回幹事会 10月21日 当事者ヒアリング①
・熊谷 晋一郎氏（障害者政策委員会委員長）
・佐藤 聡氏（DPI日本会議事務局長）
第4回幹事会 11月 7日 当事者ヒアリング②
・旧優生保護法訴訟原告5名の方
第5回幹事会 11月13日 当事者ヒアリング③
・全国手をつなぐ育成会連合会
・南高愛隣会（子育てをする障害のある方ご家族）
第6回幹事会 11月20日 当事者ヒアリング④
・日本 ALS 協会
・日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構
▼第7回幹事会 12月26日 新たな行動計画（案）の決定
第3回推進本部 12月27日 新たな行動計画の決定

※別途、以下の団体に、内閣府において個別にヒアリングを実施

全国重症心身障害児(者)を守る会、全国精神保健福祉会連合会、全国脊髄損傷者連合会、日本発達障害ネットワーク、全国肢体不自由児者父母の会連合会、全日本ろうあ連盟、日本相談支援専門員協会、日本身体障害者団体連合会、日本視覚障害者団体連合会、DPI女性障害者ネットワーク、全日本難聴者・中途失聴者連合会、全国盲ろう者協会

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

1 ヒアリングにおいて当事者の方々から示された主な問題意識

- 優生手術等に係る歴史的事実やその背景を後世に伝承し、記憶の風化を防ぐべき
- 人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すべき
- 国民全体に、障害の社会モデルを含め、障害に関する正しい知識を普及すべき
- 障害のある人が結婚・出産・子育てをする上では、なんでも相談できる窓口や第三者の支援が必要
- 障害のある人となない人が共に学び共に育つ経験ができる環境、共に働ける環境を整備すべき

「障害の社会モデル」とは、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方

等

2 取り組むべき事項

(1) 子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進

<ヒアリング意見の例>

- 障害者も同じ人間であり、障害の有無にかかわらず、恋愛、出産などやりたいことを自由にできる社会になってほしい
- 障害のある人が結婚・出産・子育てをする上では、なんでも相談できる窓口や第三者の支援が必要
- 入所施設という厳しい環境で生活している人の地域移行等を含めた、地域の支援体制を構築すべき
- 働きたい障害者もいるので、障害の程度に合った働く場所を計画してほしい

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

- 結婚・出産・子育て支援取組事例集の周知
- 自治体や支援者向け解説動画や障害当事者にもわかりやすいリーフレットを作成
- こども家庭センターにおいて障害保健福祉部局等の関係機関と連携した相談対応
- 障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センターの全国の市町村における設置の促進
- 利用者の希望に沿った地域生活への移行を推進し、安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の全国の市町村における整備の促進
- 障害者の希望・適性等に合った選択を支援する就労選択支援の円滑な施行
(R7.10)

(2) 公務員の意識改革に向けた取組の強化

<研修・啓発状況の調査結果>

- 「対応要領」の周知は全府省庁が行っているが、周知の頻度は、策定・改定時のみが9割程度で、定期的な周知を図る機関は少数
- 新規採用職員向けの研修実施割合は5割以上だが、既存職員への研修は2～3割程度に留まる
- 多くの研修では、障害者の実体験や具体的な事例検討等が含まれていない。旧優生保護法の歴史的経緯についての研修も極めて少数。研修の理解度を確認するテスト等の実施割合は6割以下
- 当事者による講義の実施等、研修内容への当事者の関与がない機関はおおむね7割以上

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

- 各府省庁において、「対応要領」を毎年1回以上、全職員に周知
- 国家公務員・地方公務員の人権研修に、旧優生保護法の歴史的経緯や当事者の声を取り入れ
- 全ての幹部職員を対象に障害当事者を講師とする研修を実施
- 障害当事者の参加の下、障害者の実体験、具体的事例の検討や旧優生保護法の措置を含む歴史的経緯なども含めた教材等を作成し、全府省庁等において研修を実施。
研修に当たっては、受講者の理解度を確認
- 内閣府より、研修の講師として、障害当事者や専門家を紹介する仕組みを整備

2 取り組むべき事項（続き）

（3）ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された「心のバリアフリー」の取組の強化

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

<ヒアリング意見の例>

○優生手術等に係る歴史的事実を後世に残し風化を防ぐことが必要

○インクルーシブ教育を推進すべき。障害の有無にかかわらず共に学び共に育つ経験を通じて偏見や差別を根本から解消可能。こどもの頃から障害者に関わるカリキュラムを作るべき

○偏見や差別の解消にはインクルーシブな雇用を推進することが重要、障害のある人となない人が共に働く環境を整備すべき

○障害に関する正しい知識を普及することが必要

○精神障害は「身近な病気で誰にでも起こり得る」という正しい情報を全国民が得る機会が必要

○多くの人は、障害者にどう接したらいいかわからないという状況ではないか。直接接する機会を増やすべき

○人権侵害に迅速・確実に対応する体制を構築すべき

<新たな行動計画に盛り込む今後取り組むべき事項>

○旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育の教材の作成、学校教育や人権啓発活動での活用
○特別支援学校と通常の学校の一体的運営によるインクルーシブな学校運営モデルの構築

○障害者差別解消法に基づく業種別の「対応指針」への民間企業等の対応状況調査と好事例の横展開
○雇用分野の障害者差別禁止指針・合理的配慮指針の事業主への周知。好事例集の更新と横展開
○重度障害者等への雇用・教育・福祉が連携した就労・修学支援

○国民への「障害の社会モデル」を踏まえた正しい理解の啓発
○医療・障害福祉の専門職の養成課程等における教育内容の充実等による質の高い専門職等の養成

○障害者団体等が行う障害特性の理解を図る啓発事業についての一覧的な情報発信と参加促進
○精神疾患やメンタルヘルスに係る正しい知識の普及啓発。心のサポーター養成等自治体の取組の支援
○職場内における精神・発達障害者しごとサポーターの養成
○精神障害当事者、家族他の有識者による検討会の開催、精神保健医療福祉に係る諸課題の検討

○障害の有無に関わらず楽しみ、交流することができる普及・啓発イベントの新たな実施

○人権相談・調査救済活動に従事する職員や人権擁護委員への旧優生保護法に関する研修の実施
○人権侵犯事件（インターネット上のものを含む。）への適切な措置。その際、人権侵犯性の有無にかかわらず、障害者差別解消法の趣旨を踏まえたより望ましい対応を提示するなど積極的に啓発

3 今後に向けた更なる検討

○各府省庁は、上記の取組のほか、障害当事者等のご意見を受け止め、記憶を風化させないための方策、人権侵害に迅速に対応する体制など、当事者から示された問題意識について引き続き検討

○その際、旧優生保護法に係る調査・検証の内容・結果も踏まえるとともに、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し実施

4 実施体制

○障害者への偏見や差別をなくし、全ての人が尊重される共生社会となるために、行動計画を継続的にフォローアップ

○障害者施策については、「障害当事者抜きに障害当事者のことを決めない」ことが最も重要な原則であることから、行動計画の内容は、障害者政策委員会に報告し、ご意見をいただき、必要な施策については速やかに実施に移しつつ、次期障害者基本計画などにも反映

障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進

- 障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援に関して、支援の推進に関する留意事項について、各都道府県・市区町村宛てに通知（令和6年6月5日付け厚生労働省・こども家庭庁連名通知）

1. 本人の希望の実現に向けた意思決定支援・支援体制構築

- ・市区町村の障害保健福祉部局では、資源の開発・連携の強化を含めた、地域の支援体制を構築すること。特に、障害者の妊娠・出産や子育てに係る支援に当たっては、関係部局・機関、事業所等が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制の構築が重要。
- ・都道府県は、市区町村の連携体制・支援基盤の整備等を支援するとともに、研修等により事業者の意思決定支援の取組を推進すること。

2. 障害保健福祉施策と母子保健・児童福祉施策等の連携

- ・市区町村は、必要に応じ妊産婦・児童の福祉や母子保健の相談窓口障害者がつながり、必要な支援が確実に行われるよう、障害福祉部局は、母子保健部局・児童福祉部局と連携し、事業者と相談窓口・支援施策を周知するとともに、日頃からの連携体制を構築すること。

3. 活用できる施策等

- ・こども家庭センター等で、サポートプランを作成する際、障害福祉の事業者等とも連携する等、活用できる施策を最大限活用すること。
- ・障害保健福祉分野の施策では、基幹相談支援センター、各種相談支援、自立生活援助、居宅介護等の活用が考えられる。
- ・こども家庭センター等では、各種子育て支援施策の活用が可能であり、児童福祉部局では、これらの施策について、障害福祉事業者や障害者・その家族への周知・理解促進に取り組むことが重要。

4. 共同生活援助（グループホーム）における留意事項

- ・グループホーム事業者は、相談支援事業者や関係機関と連携の下、障害者の希望を踏まえて結婚・出産・子育ての支援を実施すること。
- ・グループホームは、障害者ではない家族が同居しての支援は基本的に想定していないが、利用する障害者が出産した場合で、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合は、それまでの間、こどもと同居を認めても差し支えない（※）。

（※）事業者は、新たな住居の確保等の支援や、関係機関による適切な支援体制の確保に努めるとともに、他の障害者の支援に支障が生じないよう十分留意。

（支援体制イメージ）

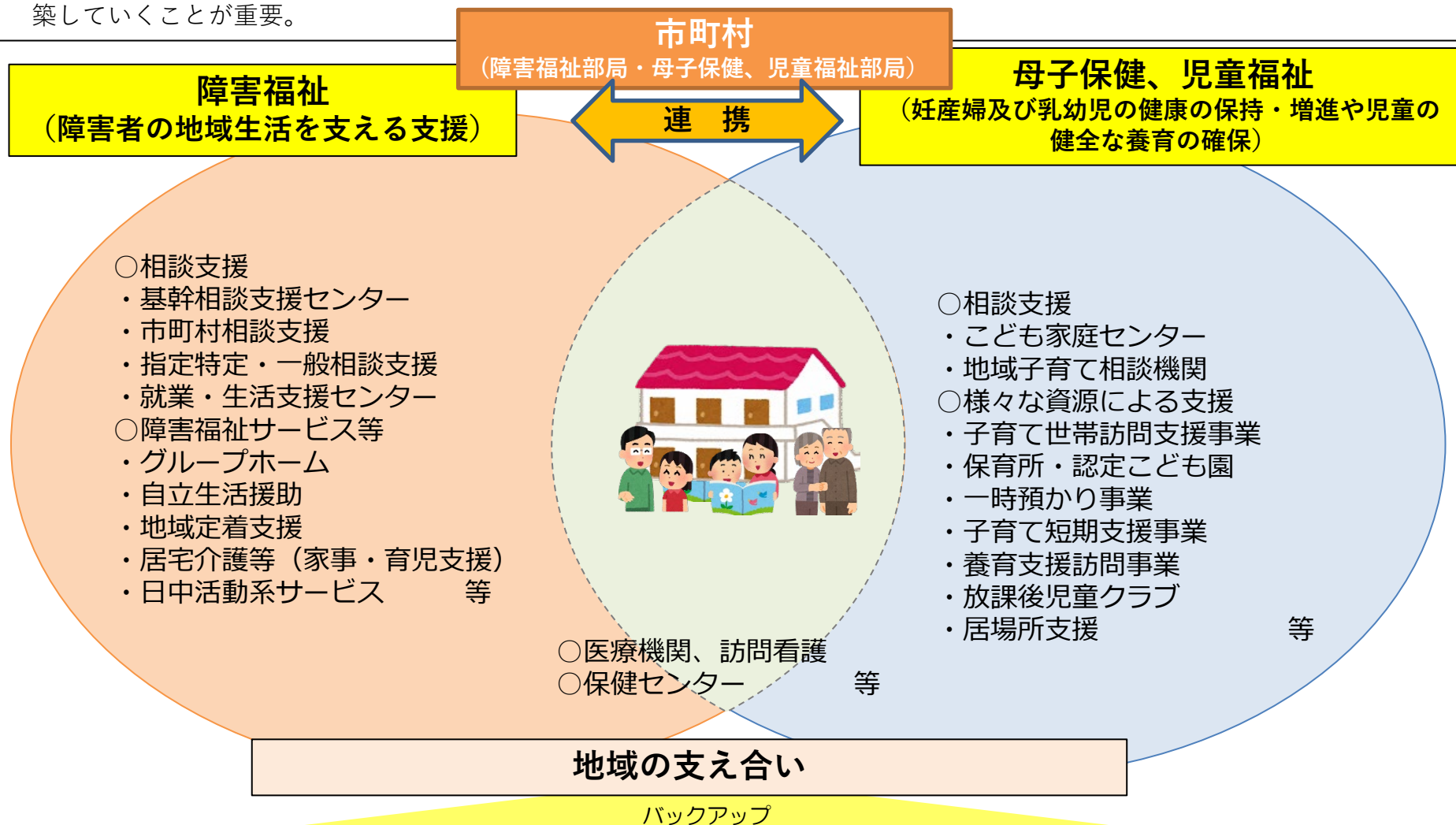


通知全文はこちら↓



障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育て等の支援体制（イメージ）

- 結婚、出産、子育てを含め、どのような暮らしを送るかは本人が決めることが前提であり、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ希望する生活の実現に向けた支援を推進する必要がある。
- このためには、障害者の地域生活の支援と併せて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進や児童の健全な養育環境の確保が必要であり、障害福祉や母子保健・児童福祉の関係機関・事業所が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制を構築していくことが重要。



都道府県（障害福祉部局・児童福祉部局）、都道府県（自立支援）協議会、児童家庭支援センター

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集の周知 障害当事者にもわかりやすいリーフレットの作成

- 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集を周知するとともに、本年度中に、自治体や事業者、支援者等向けに解説動画や当事者の方にも事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成予定。

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集 (関係自治体・事業者・支援者等に周知)

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集

—全国の障害者福祉や母子保健・児童福祉に関わる皆さまへ—

令和5年度障害者総合福祉推進事業 課題番号18
障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究
PwCコンサルティング合同会社

令和5年度障害者総合福祉推進事業
「障害者が希望する地域生活を送るための
意思決定支援等の取組に関する調査研究」
(PwCコンサルティング合同会社)

事例集はこちら↓



※このほか、連名通知の内容や事例集についての解説
動画を作成中

1 障害者の出会いや結婚、子育て等の支援について 自主事業によりサポートする取組例

自主事業、グループホーム、自立生活援助

自主事業、グループホーム、自立生活援助における支援の取組

- 障害者を対象とした会員制の独自の自主事業に取り組み、障害者の出会いや交際、結婚、夫婦・パートナー生活、子育てについてサポート
- 交際中カップル数十組、結婚・パートナー生活数十世帯、子どものいる家族数世帯がある
- 自主事業が障害者の結婚や子育て等に対する支援を実施し、グループホームや自立生活援助の職員が当該自主事業の職員と連携を図ることにより、利用者の結婚や出産、子育てにおける支援を行っている

障害者の出会いや結婚、子育て等の支援に
特化した自主事業

- ・ 以下のような独自の自主事業により、障害者の出会いや交際、結婚、夫婦・パートナー生活、子育てについて、サポートを実施。
＜概要＞
 - 会員制の事業であり、他の法人の利用者も登録可能
 - 障害がある方が対象。会員のほとんどが障害支援区分1以上の方
 - 会員約数百名のうち、交際中カップルは数十組、結婚・パートナー生活は数十世帯、子どものいる家族は数世帯
 - 職員数十人（専任職員数名。残りは各グループホームなどの職員が兼務）
 - お付き合いマナーや性に関する講座開催、恋活や子育て家族交流などの各種イベント開催、悩み相談や面談、手続きやライフイベント等の様々な支援を実施。イベントは年間約30回開催

交際や結婚生活の見守り、子育て支援など
自主事業による幅広い支援

- ・ 自主事業の職員は、家族とも連携を図り、交際や結婚後の生活を訪問や相談に乗るなどをしながら温かく見守るということや、結婚の際の挨拶し・両家顔合わせなどの幅広い支援を実施。
- ・ 子育て世帯における子どもへの支援も自主事業による職員等が中心となり、利用者の学校との面談やPTA関係、子どもの病院受診、成長見守り、服装管理などにおけるサポートのほか、市町村の母子保健部署や子育て支援機関との連携なども実施。
子どもの状況に応じて、グループホームの毎週の会議に自主事業の職員が参加。

個別事例の状況

【世帯の状況：賃貸住宅にて同居】
男性：知的障害（区分なし）30代
女性：知的障害（区分なし）20代

【同棲に当たっての支援状況】

男性は元々グループホームにいたが、両親の理解を得て、同棲するためにグループホームから退居した。同棲を開始したタイミングで男性への自立生活援助による支援を開始し、現在は自立生活援助の職員が週に1回程度の訪問をしなが、見守りや相談等の支援がされている。

自主事業の職員もパートナー間でのすれ違いについて、顔合わせの支援を実施してきた。

【利用者本人談：出会いに関して】

出会い後にボーリングや食事会、映画など3回ほどの自主事業のイベントに参加して、仲が深まった。

最初の出会いから付き合うまでの過程を考えると自主事業からの支援は大事だと思う。やはり自分たちだけで動くとなると出会いなどは難しいと思う。

見守りや相談支援
自立生活援助事業所
自主事業
(現在の支援状況)

当事者の方にも わかりやすいリーフレット（イメージ）

1 出会いや結婚、 子育てなどを支援する 取組の例

関係する福祉サービス
グループホーム、自立生活援助



恋愛や結婚などを 専門的に支える

ある法人では、知的障害のある人たちの恋愛や結婚、子育てなどについて支援をしています。

いまこの法人で 支援を受けている人は数百人います。

そのうち、カップルは数十組、結婚したり パートナーと生活している人も数十組います。

また、何人かは 子どももいます。

この法人には、恋愛や結婚などを専門に支援している職員が何人かいます。

1 出会いや結婚、子育てなどを支援する取組の例

こんな取組も しています

- ☑ デートするときのマナーや「性」について勉強する講座
- ☑ 「恋活」イベントや 子育てしている家族の交流会
- ☑ 恋愛や結婚などについての悩み相談

このようなイベントを
1年に30回くらい おこなっています。



支援者は、次のような支援も おこないます。

- ☑ 恋愛や結婚などについての相談にのる
- ☑ 結婚するときにはお互いの家族に会うときの支援をする
- ☑ 子どもを育てる支援をして、子どもの成長を いっしょに見守る